

財團協同會は、労働金を支給し、労働者を雇ふと其の雇入は
 (日給一俵半)と労働金の支給を定むるに、労働員
 は、五月二十七日當風は五月三十日より一日一俵の労働
 賃金は日給の八割労働金を雇へ一日一俵二十俵と、
 本工事の労働期間が平均八割より平均五割三十俵に至り、
 労働者の原因
 六、労働者平均日 四 平均六日
 五、労働者平均日 四 平均八日
 四、労働者平均日 一 二〇日
 三、労働者平均日 一 二〇日
 二、労働者平均日 一 二〇日
 一、労働者平均日 一 二〇日

財團協同會新設労働工事
 財團協同會新設労働工事

財團協同會福岡出張所

財團協同會福岡出張所

従来と異ならず單なる労働強化なりとて、労働反対を叫ぶに
 至つたのである。
 八、経過並に解決状況

本事業従業員は既に博多労働者組合(日本港湾聯盟所屬
 昭和七、一〇創立)を組織してゐる爲に、労働問題を重要視
 し、組合幹部は先づ組合員の選挙を戒めて、三十日及三十
 一日は労働をなし、六月一日の公休日を利用して組合事務
 所に茶話會の名義の下に組合員を招集し、出席者四十五名
 にて協議の結果、労働過重を理由として労働中止を要求す
 ることとなり之を幹部に一任したのである。
 依つて翌二日交渉委員は内務省土木出張所博多労働修築事務
 所に於て、労働主任に會見し、労働中止方を要求したのであ
 るが即答を得ず、労働者側に於ては遂に六月四日労働中止